

# 次世代育成支援対策 相生市特定事業主行動計画

相生市長

相生市議会議長

相生市選挙管理委員会

相生市代表監査委員

相生市公平委員会

相生市農業委員会

相生市教育委員会

令和2年4月1日

## 特定事業主行動計画

### 1 目的

行動計画策定指針に掲げられた基本的指針を踏まえつつ、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的に推進するため、本行動計画を策定する。

### 2 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とする。

### 3 具体的な内容

#### (1)勤務環境の整備に関する事項

##### ア 妊娠中及び出産後における配慮

###### (ア)産前産後の休暇

出産予定の女性職員が、産前の休養を願い出た場合は、その予定日以前8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の産前休暇を与える。出産した女性職員には、産後の休養として8週間の休暇を与える。

###### (イ)母性保護及び母性健康管理

女性職員が妊娠中又は出産後において母子保健法の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間について、職務専念義務の免除を与える。

その保健指導又は健康診査時間外勤務に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等の措置を行う。

##### イ 男性の子育て目的の休暇等の取得促進

###### (ア)配偶者出産休暇

職員の配偶者が出産する場合は、願出により配偶者出産休暇を与える。

(イ) 男性職員の育児参加のための特別休暇

妻の産前産後の期間に、出産に係る子又は上の子(小学校就学前)の養育のため5日の範囲内で、日又は時間で取得することができる。

ウ 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

(ア) 育児休業

職員は、任命権者の承認を受けて、3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日まで、育児休業をすることができる。

(イ) 部分休業

職員が小学校就学に達するまでの子を養育する場合、公務の運営に支障のない範囲で1日の勤務時間の一部を勤務しないことができる。

(ウ) 育児時間

生後1年に達しない乳児を育てる職員は、任命権者の承認を得て、1日2回それぞれ30分以内の育児時間を利用することができる。

(エ) 育児短時間勤務

職員が職務を完全に離れることなく、育児を行うことを可能とするため、子が小学校就学前の始期に達するまで、育児短時間勤務をすることができる。

(オ) 育児等を行う職員への早出遅出勤務

育児・介護を行う職員の福祉の増進、公務能率の向上のため、希望するこれらの職員に早出遅出勤務を適用する。

職員は、あらかじめ希望する期間、始業時間、理由等を明示して請求し、任命権者は、公務の運営に支障がある場合を除き、早出遅出勤務を措置する。

(カ) 育児休業等を取得した職員の円滑な職場復帰の支援  
育児休業中の職員に対して、職場や業務に関する必要な情報等の提供を行う。

(キ) 男性の育児休業等の取得促進  
男性職員も育児休業、育児短時間勤務又は部分休業を取得できることについての周知等を行う。

(ク) 育児休業等の周知  
育児休業等の制度の趣旨及び内容や休業期間中の育児休業手当金の支給等の経済的な支援措置に対して、職員に周知する。

## エ 時間外勤務の縮減

(ア) 育児を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限  
小学校の就学の始期に達するまでの子のある職員が、子を養育するために任命権者に請求した場合、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜(午後10時から午前5時までの間)における勤務又は1月について24時間、1年について150時間を超えて時間外勤務をさせることができない。

(イ) エコ・スマイルデー等の周知徹底  
毎週月・水・金曜日のエコ・スマイルデーとしての定時退庁の推奨及び水曜日のノー残業デーの周知徹底を図る。

(ウ) 事務の簡素・合理化の推進  
庁内の会議・打合せについては、目的・効果・必要性等について検討し、廃止又は電子メール、電子掲示板等の活用を図る。  
また、定例・恒常的業務に係る事務処理のマニュアル化を図る。

## 才 休暇の取得推進

### (ア) 年次休暇の取得促進

職員は、各自の年次休暇の計画的な取得に努めるとともに、所属長は、休暇取得計画表等を利用して、部下の年次休暇の取得状況の把握を徹底し、年5日以上計画的な年次休暇の取得を促進する。

### (イ) 連続休暇等の取得の促進

週休日や休日を組み合わせた年次休暇の取得による連続した休暇の取得の促進を図る。

所属長は、部下が作成した計画表等をもとに、連続した休暇を推奨する。

### (ウ) 子の看護休暇

小学校の就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合、看護休暇を与える。

## (2) その他の次世代育成支援対策に関するもの

### ア 子ども・子育てに関する地域貢献活動

#### (ア) 子ども・子育てに関する活動の支援

子ども・子育てに関する活動の支援等の地域貢献活動への職員の積極的な参加を支援する。

## (3) 仕事と子育ての両立のための支援制度の周知等

仕事と子育ての両立のため、既存の支援制度を積極的に活用するとともに、国・民間の状況を注視し、制度改革に積極的に取り組むものとする。

また、支援制度の積極的な活用を図るため、あらゆる機会を捉え、職員の意識改革を促すとともに、制度の周知を図る。